

## JWSA 公認・後援競技会規程 第3版

### 第1条 定義

主催者からの申請に基づき本協会が審査の上、承認し公示する競技会を JWSA 公認競技会（以下公認競技会という）もしくは JWSA 後援競技会（以下後援競技会という）と称す。

### 第2条 競技会の体系

公認競技会は、★★★★（4 スター）、★★★（3 スター）、★★（2 スター）、★（1 スター）のカテゴリーに区分する。

後援競技会にはカテゴリーの区分は設けず、後援競技会として、第23条に規定する。

2カテゴリーの区分は、主催者が開催実地要項を申請書にて申告するものとし、本協会にて区分を決定し承認する。

### 第3条 事務処理

公認の承認に関する事務処理については全て本規程による。

### 第4条 申請

★★★★および★★★については、開催の3ヶ月前までに申請書を本協会に提出する。

また、★★および★については、開催の1ヶ月前までに申請書を提出すること。

### 第5条 公認申請料・種目認定料

1 公認申請を行う主催者は、申請に合わせて本協会に公認申請料を納付しなければならない。

2 公認の承認をもって当該競技会を公認競技会と称する。

3 公認申請料は、各カテゴリー別に同一日程同一会場で開催の1大会につき以下の料金とする。

★★★★ CWSA 公認 50000 円

★★★ JWSA 主催

★★ JWSA 公認 20000 円

★ JWSA 公認 10000 円

※上記公認申請料はすべて税別とする。

4 納付された公認申請料および種目認定料は、いかなる場合でも返却しない。

### 第6条 承認

審査は JWSA 競技実施委員会が行い、専務理事承認の上で文書にて通知するものとする。

2 公認の承認を受けた競技会であっても実施の基準等必要事項に不備のあることが発見された場合、承認を取り消すことがある。

### 第7条 主催者

公認競技会的主催者である申請者は、本協会の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して公認競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本協会の個人登録会員でなければならない。

### 第8条 CWSA 公認

CWSA 公認競技会を開催しようとする主催者は、CWSA の同意を得た上で、開催の1ヶ月前までに申請書を本協会に提出し、併せて本協会の公認を受けるものとする。

2 CWSA の公認に係る費用等については、主催者の負担とする。

## 第9条 審査事項

- ①競技会の名称
- ②主催者
- ③開催日程
- ④開催場所
- ⑤実施要項  
(必須口種別、予定参加人数)
- ⑦大会役員  
(必須口競技委員長、ジャッジ、実務責任者)
- ⑧会場競技設備概要(曳航艇数、競技場)
- ⑨救護体制
- ⑩公認申請料の納付(振込み受領書の写し添付)

## 第10条 留意事項

公認競技会として申請するにあたり、次の事項について留意すること。後援競技会として申請する場合は、②安全性について留意すること。

- ①競技場所
  - a. 適度な広さがあること
  - b. 水深が適当であること
- ②安全性
  - a. 安全な競技環境が確保されていること
  - b. ライフジャケットの着用(競技者、曳行艇同乗者)を義務づけること
  - c. 一般観客に対する安全性が配慮されていること
  - d. 人の救護体制が適切に準備されていること
- ③競技会場
  - a. 適切な広さがあること
- ④広報活動および観客への配慮
  - ・ 広報活動(協会加盟店、協賛関係各位に公認競技会の開催告知および成績報告の配信)の計画があること
  - b. 観客スペースが確保されていること
  - c. 放送など音響設備の設置されていること
  - d. 駐車場が確保されていること
  - e. 飲食関係が必要に応じて準備されていること
- ⑤参加選手
  - ・ 開催されるディビジョンに出場選手のJWSA登録ディビジョンがない場合、オープン参加として任意のディビジョンに参加することができるものとする
- ⑥競技形式
  - ・ 各ディビジョン男女別にて実施すること
  - ・ 各ディビジョン右舷/左舷スタートを確保すること
  - ・ 同スキルレベルであれば、競技委員長の許可およびJWSAへの事前連絡によって、SURF/SKIMを合同して1競技内で開催することは可能である

・ SURF で JWSA ディビジョン登録している選手が同スキルレベルの SKIM に参加した場合、SURF のディビジョンレベルと判断する

但し、同スキルレベルではない競技に参加した場合、オープン参加として扱うものとし、

ポイントは付与されない

#### ⑦ジャッジ

・ ジャッジ方法および実際のジャッジは CWSA を遵守すること

但し、★1 公認においては、船上に 3 名のジャッジは必要であるものの書記の乗船は免除することができる

#### ⑧JWSA 年間ランキングポイントの付与

・ JWSA の登録ディビジョンと同じディビジョンに出場して入賞した選手は、JWSA 年間ランキングポイントが付与されるものとする

・ オープン参加（登録ディビジョンと異なるディビジョンでの出場）の場合、ポイントは付与されないものとする

但し、その場合も競技主催者および競技委員長の判断でオープン参加者を表彰することは可能である

#### 第 11 条 大会役員

大会役員は、必須の役職を含み主催者が独自に編成する。

#### 第 12 条 認定種目

認定種目は、本協会に規定するスキルレベルごとに SURF-MALE,FEMALE  
SKIM- MALE,FEMALE として実施する競技とする。

2 各認定種目には、同一競技者は同レベル、同スタイル 1 回限りの出場とする。

3 同レベルであれば SURF,SKIM の 2 種目参加は可能である。

4 SURF,SKIM の各スタイルにおいてスキルレベル別又男女別の種目がない場合、レベルの高低、MALE,FEMLE は関係なく参加は可能である。

#### 第 13 条 認定種目のコース

コースの場所は以下の条件を満たさなければならない。

##### ①スタート、ゴールの指定

a. スタートブイの設置

b. ゴールブイの設置

c. 選手待機場所の確保

d. 1 ヒート、各競技会で定めた標準速度で 1 分のコース確保

但し、1★公認の場合は 45 秒以上のコースを 1 ヒート以上確保

e. 競技日程上可能であれば 2 ヒートが望ましい

2 同一日に実施する同一認定種目について、同一コースを使用しなければならない。

3 天候などの諸事情により、コースを変更する場合、本条に従い競技委員長が認定種目として査定する。

#### 第 14 条 認定種目の参加資格

1 認定種目に出場する選手は、JWSA に選手登録をしている者のみとする。

2 認定種目に出場する競技者は、本協会の登録が完了し、ポイント対象となるいずれかのレベル申請を完了している選手でなければならない。

3 各スキルレベルの選択は下記を参考とし、自己申告とする。

・Beginner：ウェイクサーフィンを始めてからの期間に関わらず当スキルレベルを選択できるものとする。ただし、当スキルレベルの演技構成は自由であるが、ターン・アップスまでの技術レベルとし、それ以上のトリックは採点対象に含まれないものとする。

・Junior：13歳未満（12歳以下）のすべての競技者の男女混合および複合スタイル部門である。年齢は暦年の1月1日で決定される。

・Amateur：競技志向で大会出場をめざし自己のレベルを評価することに関心をもつ競技者に適切なスキルレベルとする。

・Master：2018年の男性競技者の最低年齢は44歳、女性競技者の最低年齢は35歳とする。年齢は暦年の1月1日で決定される。なお、当スキルレベルに該当する年齢であっても、当スキルレベルではなくBeginner、Amateur、Outlawを選択することは可能である。

・Outlaw：プロの競技者と競争することを目指す競技者に適切なスキルレベルとする。熟練した能力を有し、指導者や、各種契約・サポートを受ける競技者は当スキルレベルを選択するものとする。なお、CWSA(Competitive Wake Surf Association)のワールドランキングシステムにおいて年間トップ3に入賞した者は、Professionalのスキルレベルへ上がることが可能である。

・Professional：CWSAの規定に準じて、CWSAワールドランキングシステムのOutlawにおける年間トップ3に入賞した者は当スキルレベルを選択することが可能となる。

#### 第15条 公認の公示

主催者は、当該大会の開催に当たり、ポスター、看板、プログラム、その他の配布物あるいは掲示物に「一般社団法人日本ウェイクサーフィン協会公認競技会」である旨を表示するものとする。

#### 第16条 レベルの登録

レベルの登録は、競技者あるいは所属加盟店の責任により行うものとする。

#### 第17条 レベルの変更

レベルの変更は、競技者あるいは所属加盟店の責任により行うものとする。ただし、変更前に獲得したポイントは、該当年有効とする。

#### 第18条 ポイントの集計

ポイントの集計は、以下の通りとする。

##### 1 Beginner

JWSA 独自ディビジョンである Beginner のポイント付与条件は下記の通り定める。

- ・採点が DIVE システムに基づいている。
- ・3名のジャッジにて採点が行われている。
- ・ヒートの人数は3名以上とし、上限の制限は設けない。(\*1)
- ・基礎ポイントは、ヒートにおいて最下位の選手が1ポイントとし、順位が一つ上がるごとに1ポイントが加算され、一位の選手にはヒートの走行人数と同じポイントが与えられる。具体例として以下に表を掲載する。

<12名参加の大会で6名×2ヒートで予選を行い、決勝を行う場合>

予選ヒート1	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒート2	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

決勝	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒートのポイントと決勝のポイントの合計が各選手の獲得ポイントとなる(\*2)

<12名参加の大会で、12名のヒートで決勝を行う場合>

決勝	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
	ポイント	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

<18名参加の大会で9名×2ヒートで予選を行い、決勝を行う場合>

予選ヒート1	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	ポイント	9	8	7	6	5	4	3	2	1

予選ヒート2	順位	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	ポイント	9	8	7	6	5	4	3	2	1

決勝	順位	1	2	3	4
	ポイント	4	3	2	1

(6人決勝の場合は、1位6points 2位5points...とする)

予選ヒートのポイントと決勝のポイントの合計が各選手の獲得ポイントとなる(\*3)

【Beginner ヒート分け例】

\*1 12名参加の大会の場合、(1)6名×2ヒートで予選を行い、決勝を行う。(2)12名のヒートで決勝を行う。などの組み合わせが可能である。

18名参加の大会の場合、(1)6名の3ヒートで予選を行い、決勝を行う。(2)9名の2ヒートで予選を行い、決勝を行う。(3)18名のヒートで決勝を行う。などの組み合わせが可能である。

【獲得ポイント例】

\*2 予選ヒート1位、決勝1位の場合 → 12ポイント

予選ヒート3位、決勝1位の場合 → 10ポイント

予選ヒート2位、決勝3位の場合 → 9ポイント

\*3 予選ヒート1位、決勝1位の場合 → 13ポイント

予選ヒート3位、決勝1位の場合 → 12ポイント

予選ヒート2位、決勝3位の場合 → 10ポイント

2 Outlow,Amateur,Master,Junior

・CWSAとの共通ディビジョンにおけるポイント付与条件は下記の通り定める。

Beginnerと同様の方法でポイントを付与する。また、予選・準決勝・決勝を行った場合は予選ポイント+準決勝ポイント+決勝ポイントが獲得ポイントとなる。

・基礎ポイントは以下の表の通りとする。

<24名参加の大会で6名×4ヒートで予選、6名×2ヒートで準決勝、6名で決勝を行う場合>

予選ヒート1	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒート2	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒート3	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒート4	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

準決勝 ヒート 1	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

準決勝 ヒート 2	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

決勝	順位	1	2	3	4	5	6
	ポイント	6	5	4	3	2	1

予選ヒート・準決勝・決勝のポイントの合計が各選手のポイントとなる(\*4)

【獲得ポイント例】

\*4 予選ヒート 1 位、準決勝 1 位、決勝 1 位の場合 → 18 ポイント

予選ヒート 3 位、準決勝 5 位の場合 → 8 ポイント

予選ヒート 6 位の場合 → 1 ポイント

3 共通の適用規則

・JWSA 年間ランキングポイントは、ディビジョンの宣言を受理された人に対して付与し下記の区分ごとに集計する。

Outlaw surf/skim male

Outlaw surf/skim female

Amateur surf/skim male

Amateur surf/skim female

Master surf/skim male

Master surf/skim female

Junior surf & skim male & female (男女及びスタイル混合)

Beginner surf/skim male

Beginner surf/skim female

・年度内のディビジョンおよび生涯におけるディビジョンの変更について

・年度内におけるディビジョン変更は 1 回までとする。

・変更が可能なディビジョンは下記の通りとする。

Professional → Master(年齢該当者のみ)

Outlaw → Professional(CWSA ワールドランキング年間 TOP3 のみ)、Master(年齢該当者のみ)

Amateur → Outlaw、Master(年齢該当者のみ)

Master → デイビジョン変更は不可

Junior → Outlaw、Amateur

Beginner → Outlaw、Amateur、Master(年齢該当者のみ)、Junior(年齢該当者のみ)

・競技会のカテゴリーに対して、全てのグレードに対して下記の係数を適用する。

CWSA 公認 ★★★★★ 1.4

JWSA 主催 ★★★ 1.3

JWSA 公認 ★★ 1.1

JWSA 公認 ★ 1.0

JWSA 後援 ポイントは付与せず

・2018年度の集計対象期間は2017年12月4日から2018年12月31日までとする。

・2019年度以降は1月1日から12月31日までを集計対象期間とする。

・集計対象期間における認定種目への出場回数制限は行わない。

・認定種目の成立には、対象となる宣言選手が3人以上出場しなければならない。

・競技委員長が確認のうえ提出した電子データによる成績表を唯一の公式記録としてランキング集計する。

#### 第19条 競技委員長

1 公認競技会の競技委員長は、主催者が指名し委嘱する。

2 委嘱された者は、当該競技会の査定および認定の任務を負うものとする。なお、競技委員長としての職務は主催者の委嘱に基づき通常通り行うものとする。

3 競技委員長職務に対する経費（謝金、交通費、宿泊費等）は、主催者が負担するものとする。なお、本協会は、査定および認定の任務に対し、競技実施日1日当たり10,000円を支給する。

3 公認競技会競技委員長に委嘱される者は、本協会が開催する研修会を原則として毎年1回受講のこと。

#### 第20条 競技委員長の任務

1 公認競技会の競技委員長は、通常の競技委員長の任務に加え、上訴委員長の役割を遂行しなければならない。また、技術代表として認定種目が適正に実施されていることを確認しなければならない。なお、指導する点がある場合は、協会本部に詳細を報告しなければならない。また、認定種目の成績表が、指定の様式で作成され、記入漏れが無く、電子データとして本協会事務局に提出されていることを主催者に確認すること。

2 競技委員長からの報告に基づき、協会本部が諸規程の条件を満たしていないと判断した場合、主催者に対して改善を要求することがある。また、認定種目を取り消すことがある。

#### 第21条 報告書

1 主催者は、公認競技会終了後1週間以内に実施した全競技成績およびコース図を書面でJWSA事務局に提出すること。

2 競技委員長は、公認競技会終了後1週間以内に別に定める様式により本協会事務局に報告するものとする。

## 第 22 条 競技成績

1 認定種目の成績表は、指定フォーマットにより作成し担当ジャッジの署名を受けること。競技委員長は認定種目のみ電子データにて提出すること。なお、フォーマットは、ホームページからダウンロードするほか事務局より入手のこと。

2 公認競技会競技委員長は認定種目の成績表と併せて、指定フォーマットにある表紙シート（役員実績表）に、公認競技会に従事した役員の実績を入力し、署名の上本協会事務局に報告すること。

## 第 23 条 後援競技会

1 後援競技会に対して、協会は以下の後援活動を行うものとする。

- ・協会ホームページ上にて大会名・開催場所・日時を告知
- ・ジャッジ講習やジャッジペーパーの提供

ただし、後援競技会において JWSA 年間ランキングポイントは付与されない

2 後援競技会は、以下の条件を満たした申請者による申請書を協会事務局が受理し、審査は JWSA 競技実施委員会が行い、専務理事承認の上で文書にて後援の可否を通知するものとする。

① 後援競技会の主催者である申請者は、本協会の会員資格を有していなければならない。実行委員会を組成して後援競技会を開催する場合、実行委員会代表者は本協会の個人登録会員でなければならない。

- ・3名のジャッジによる DIVE システムの採点を使用していること
- ・公認競技会にて規定されている安全性（本規程第 10 条の②）に留意すること

附則 この規程は、平成 29 年 4 月 3 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 10 月 7 日から変更施行する。（第 2 版）

この規程は、平成 29 年 12 月 4 日から変更施行する。（第 3 版）